

## はじめに

これまで本町の教育は、人権教育をすべての教育活動の基盤として取り組んできました。人を人として尊び大切にすることは、そこで生活するすべての人の幸せにつながります。保育園・こども園・小中学校や地域社会すべてにおいて、人権を尊重する教育を充実させることで、「養老町まちづくりビジョン」に掲げる「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現につながると考えます。

また、保育園・こども園と小学校、小学校と中学校が連携し、乳幼児から児童生徒に至る発達の段階をつなぐ取組も本町教育の特色です。また、町内すべての学校がコミュニティ・スクールのよさを生かした地域とともにある学校として、自らの夢を育む質の高い教育を推進しています。

しかしながら本町は、人口減少が進み、とりわけ少子化が顕著に進行しています。この現状を踏まえて、学校のあり方について検討を始めています。この会は、「養老町の学校の未来像」を描く検討会です。子どもたちや子育てする保護者・地域住民の方が、「この園・学校でよかった」と心から思うことができる園や学校、そして、将来を見据えた魅力ある園・学校づくりを推進していきます。

## 1 基本理念

ひとりひとりが輝く教育

## 2 めざす教育の姿

人権教育を基盤にたくましくよりよい未来を築いていく力を培う教育の推進

## 3 めざす教育の姿に込めた願い

養老町は、人権教育の推進を重要な柱として学校や園の教育に取り組んでいます。養老町がめざす「ひとりひとりが輝く教育」は、このことを象徴する言葉です。一人が大切にされるからこそ、安心して学校生活や園生活を送ることができ、仲間とのあたたかい人間関係を基盤に、自信をもって自己実現を図ることができます。そこでは、子どもたちは生き生きと「輝き」、未来に希望をもって自立への道を歩むことができます。

しかしながら、小中学校の児童生徒の実態をみると、「周りに合わせる」「みんなが言っているからと自分で考えない」「自分で責任を取ろうとしない」という風潮に流されがちです。「物事をよく考える」「根拠を示して筋道を立てて説明する」「相手の立場や考えを尊重して合意形成を図る」等の自己を確立する、言わば真の主体性の育成が必要だと感じています。

変化の激しい時代の中、将来の幸せを考えたとき、物事を自分ごととして捉え、自身の強みを生かすとともに、他者の協力を得ながら理想を求めて行動することが大切です。そのために、園・学校は、一人一人の存在が認められる温かい風土があり、個や集団の意志決定が重んじられ、様々なことに積極的かつ繰り返し挑戦できる場でなくてはなりません。その過程で、「よりよい未来を築いていく力」を育てたいと考えます。この力は、生涯にわたって学び続ける力につながるからです。

「ひとりひとりが輝く教育」は、安心できる環境の中で自らの夢が実現すること、真に子どもや町民が輝くことをめざしています。

#### 4 基本方針と取組の重点

##### 【基本方針1 すべての人の人権が尊重される教育の推進】

###### 取組の重点

- (1) 命を大切にする教育の充実
- (2) 人権教育を核とした教育実践の全町的な展開
- (3) いじめやハラスメントの未然防止と早期発見・早期対応
- (4) 園・小中学校・家庭で取り組む「よさ見つけ」を通じた自己肯定感の育成
- (5) 17の人権課題を取り上げた学びの推進
- (6) 身近な人権問題を取り上げた学習や話し合い活動の充実

##### 【基本方針2 「よりよい未来を築いていく力」を育む質の高い教育の推進】

###### 取組の重点

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり
- (2) 情報活用能力の育成とタブレットを更新し効果的に活用した学習活動の充実
- (3) 確かな学力と学び方を身に付けた児童生徒の育成
- (4) 豊かな人間性と健やかな体を育む教育の充実
- (5) 乳幼児教育の充実と保育園・こども園と小学校の円滑な接続
- (6) 生涯にわたって学び続ける環境づくり

##### 【基本方針3 子どもが健全に成長する教育環境の整備と充実】

###### 取組の重点

- (1) 乳幼児期からの特別支援教育の充実
- (2) 不登校児童生徒等の学習支援の充実
- (3) 未来を見据えた学校のあり方検討の取組
- (4) 地域学校協働活動の推進とコミュニティ・スクールの充実
- (5) 生涯スポーツ「町民ひとり1スポーツ」と部活動地域連携の推進
- (6) 健全な青少年を育む社会環境づくりと家庭の教育力向上をめざした取組の推進

##### 【基本方針4 ふるさとを大切に思う心と実践力を育む教育の推進】

###### 取組の重点

- (1) 「ふるさと養老」テキストを活用した学習の充実
- (2) 主権者教育等の推進
- (3) 学校教育における多様な人材の活用
- (4) 文化芸術に触れる機会や活動の充実
- (5) 文化財の保存・伝承・活用の推進
- (6) 集約化と長寿命化を視点とする公共施設のあり方の検討

#### 5 期間の評価と見直し

期間は、令和7(2025)年4月より、令和10(2028)年3月までの3年間とします。重点や具体化した取組は、年度ごとに評価し、見直します。必要に応じて、「めざす教育の姿」や「基本方針」を見直すことがあります。

**養老町教育大綱**

令和7(2025)年 3月策定